

○議案第44号 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、市が個人番号を利用して、独自の事務について処理し、また、市の組織内部で他の執行機関へ特定個人情報を提供するため、本市における個人番号の利用等について、条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、平成28年からのマイナンバー制度の本格実施にあたり、法が規定する以外の事務についても、市独自に個人番号を利用しようとするものであることから、システムのセキュリティ対策を徹底するなどし、今後とも、個人情報の取り扱いについては、万全を期されたいこと。なお、市民目線に立って、個人番号カードの交付に係る手続きなどのより一層の周知、説明に努めるとともに、市民が利用しやすいよう休日等の交付対応についても配慮されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。